

役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 公益財団法人東京都バレーボール協会の役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）に関する事項は、法令または本会定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第2条 この委員会は、本会の評議員候補者及び役員候補者の選任を行う。

(委員)

第3条 選考委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 4名

2 委員は、評議員1名、代表理事1名、加盟団体より推薦された理事2名、監事1名、合計5名の委員で構成する。

3 委員長は、委員の中から選出する。

(召集)

第4条 委員会は、委員長が召集して、その議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、理事の任期と同一とし、再任を妨げない。

2 辞任等により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

1 この規程、理事会の承認を受けた日(2014年10月9日)から施行する。